

令和2年7月13日

保護者各位

京都市立向島秀蓮小中学校
校長 上野 政 弘

学校周辺での駐停車について

平素は、本校の学校教育にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、学校周辺道路（生徒の通学路）への駐停車については、以前より生徒の安全確保と、走行車、近隣への迷惑防止の為、駐停車禁止のご協力をお願いしておりました。道路交通法第44条で定められていますように、「横断歩道前後の5mは駐停車禁止」となっていますが、他の学校周辺道路におきましても、趣旨をご理解いただき駐停車禁止に、再度ご協力をお願い申し上げます。

尚、急病、怪我等で生徒の送迎が必要な場合におきましては、事前ご相談いただけましたら対応を検討させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

以下の斜線部の駐停車はご遠慮下さい

